

参考3 福岡空港周辺対策事業について

福岡空港周辺対策事業〔空港周辺対策事業全般の事業概要〕

S47.4 特定飛行場に指定 ……航空機の離着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しい空港
〔法第2条〕

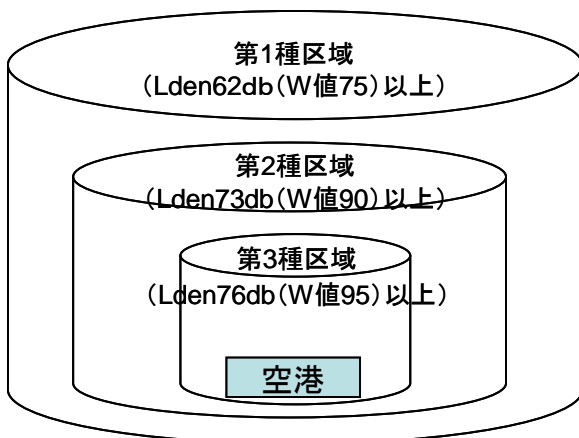
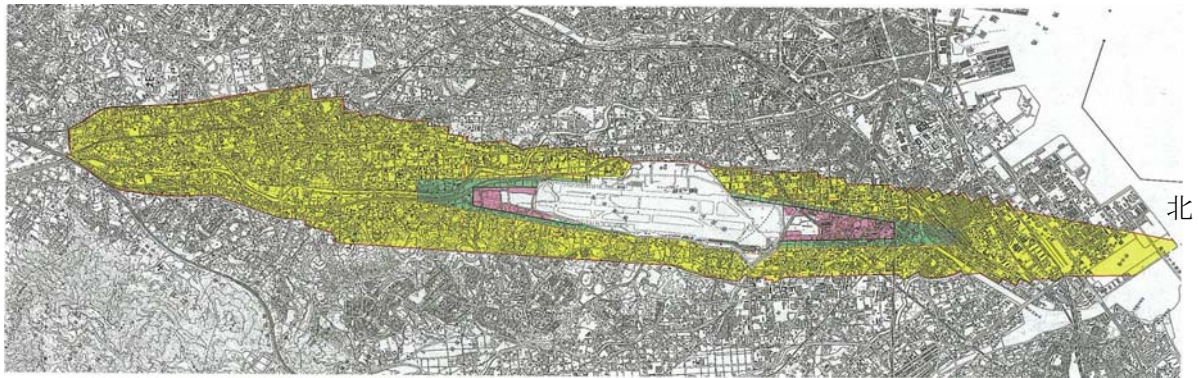
法:「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(航空機騒音防止法)」

S51.6 周辺整備空港に指定 ……第1種区域が市街化されているため、新たに航空機の騒音による障害が発生
〔法第9条の3第1項〕 することを防止し、航空機の騒音により生ずる障害を軽減し、生活環境の改善に資するための計画的な整備を促進する必要があると認められるもの



S51.6 福岡空港周辺整備計画策定 ○法に基づき、空港周辺の土地利用を中心とした長期的かつ
※都道府県知事策定 総合的な空港周辺整備の基本的な計画として定めたもの
〔法第9条の3第2項〕 ○整備の基本方針、基本計画、実施計画、実施主体に言及

○福岡空港騒音対策区域



〔※W値=加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)
Lden=時間帯補正等価騒音レベル
(H25.4よりW値からLdenに改正)〕

国が行う施策

- ◆概ねLden57 デシベル(W値70)以上の区域
 - ・学校等の騒音防止工事の助成
 - ・共同利用施設の助成
- ◆第1種区域内(Lden62 デシベル(W値75)以上)
 - ・住宅の騒音防音工事の助成
 - ・生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助
- ◆第2種区域内(Lden73 デシベル(W値90)以上)
 - ・移転補償等事業
 - ・空港周辺環境基盤施設整備事業補助
- ◆第3種区域内(Lden76 デシベル(W値95)以上)
 - ・緩衝緑地帯等整備事業

空港周辺整備機構の固有事業

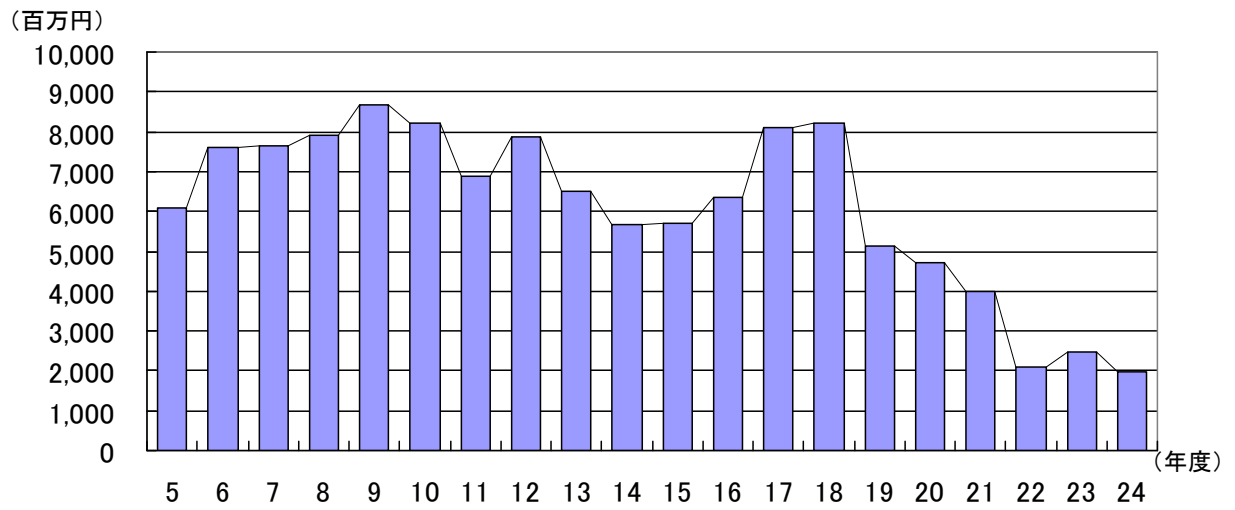
- ◆第1種区域内(Lden62 デシベル(W値75)以上)
 - ・再開発整備事業

○福岡空港における騒音対策事業の概要

	事業名	事業主体	事業概要
(概ねLden57 db以上)	学校等の騒音防止工事の助成	国	地方公共団体等が教育施設・医療施設等の防音工事または防音工事補助で設置した空気調和機器の更新工事を行う場合の補助。
	共同利用施設の助成	国	地方公共団体が共同利用施設(集会所・図書館等)の整備または施設整備補助で設置した空気調和機器の更新工事を行う場合の補助。
第1種区域 (Lden62db以上)	住宅の騒音防止工事の助成	空港周辺整備機構 (国が機構に補助)	第1種区域に当該指定の際、現に所在する住宅の所有者が住宅の防音工事または防音工事補助で設置した空気調和機器の更新工事を行う場合の補助。 告示日後の矛盾に該当する住宅の防音工事または告示日後防音工事補助で設置した空気調和機器の更新工事を行う場合の補助。
	生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助	国	生活保護世帯に対する住宅防音工事により設置された空気調和機器の稼働費の補助。
第2種区域 (Lden73db以上)	移転補償等事業	空港周辺整備機構 (国が機構に委託)	第2種区域に当該指定の際、現に所在する建物等の所有者が該当建物等を第2種区域以外の地域に移転し、または除去する場合の損失の補償。 ※買入れ対象土地 (第二種区域) 宅地、(第三種区域) 全ての土地。
	空港周辺環境基盤施設整備事業補助	国	地方自治体等が周辺環境基盤施設(公園等)の整備を行う場合の補助。
	再開発整備事業	空港周辺整備機構	移転補償等事業により国が取得した移転補償跡地を空港周辺整備機構が有償で借り受け、これに空港周辺整備機構が騒音斉合施設を整備し、賃借人に貸付を行う。
第3種区域 (Lden76db以上)	緩衝緑地帯等整備事業	空港周辺整備機構 (国が機構に委託)	第三種区域内に所在する土地で移転補償等事業により買入れた土地等を緑地帯その他の緩衝地帯として整備。
-	空港環境整備協会事業	空港環境整備協会	国の環境対策事業を補完し、空港を地域住民に受け入れてもらい円滑に運用するため、地元地方公共団体からの要望に応じて、空港駐車場経営での収益により空港周辺環境対策事業及び空港・地域共生対策事業を実施。

※国土交通省航空局資料より作成

○福岡空港の騒音対策事業予算（国費）の推移



※国土交通省航空局資料より作成